

協議事項 4. 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新登録について

1. 協議事項の概要

対象路線	社会福祉法人神東会による福祉有償運送
協議内容	令和 6 年 7 月 1 6 日に現在の登録許可期間が終了を迎え、引き続き運行を継続するため、更新登録に関し協議をするもの。
変更となる内容	車両の老朽化に伴い、車両台数について 1 台減少する。（運行の影響なし）

2. 運行概要

実施主体			
団体名	社会福祉法人 神東会		
設立年月日	平成 4 年 6 月 26 日		
福祉有償運送 更新登録年月日	令和 3 年 7 月 7 日	登録の有効期間	令和 3 年 7 月 17 日から 令和 6 年 7 月 16 日まで
所在地	飛騨市神岡町東町 690 番地		
代表者	代表理事 柚原 誠		

運送登録申請内容				
運送の目的	単独で公共交通機関を利用することが困難なものに対し、通院・買物支援を行うことを目的とする。			
旅客数（R6. 3 現在）	78 名			
車両保有台数	・福祉車両	3 台（更新後） 4 台（更新前）	・セダン型車両	0 台
持込車両台数	・福祉車両	0 台	・セダン型車両	0 台
運転免許の種別	・普通 1 種	5 名	・普通 2 種	0 台
損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限。人身傷害保険及び搭乗者障害保険への加入あり			
運 送 地 域	発着のいずれかが飛騨市内であること			
運送実績 (R5. 4～R6. 3)	運送回数：208 回 総収入：618, 590 円			

運送の対価	【距離制】初乗り：４５０円（２km まで） 走行距離が２km を越える場合、１km までごとに１６０円 【時間制】初乗り：４５０円（１０分まで） 走行時間が１０分を越える場合、５分までごとに１６０円 ※距離制、時間制の高額な方を適用する。
料金算定根拠	運送距離に応じて、概ねタクシーの１／２程度とする。
運送の対価以外の対価	待料金　５分までごとに１６０円
会費	入会金：１，０００円 ※年度の途中は月割り月額１００円
備考	苦情、事故報告なし

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新登録について

1. 実施主体

社会福祉法人 神東会

2. 経緯

- ・平成 30 年 7 月 過去に福祉有償運送を行っていた NPO 法人の事業を継承する形で事業を開始した
- ・令和 6 年 7 月 登録期限の満了を迎える（有効期間 3 年）

3. 利用方法

【対象者】

- (1) 身体障害者福祉法に定める身体障害者
- (2) 介護保険法に定める要介護認定者
- (3) 介護保険法に定める要支援認定者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害（発達障害、学習障害を含む）を有するもの

※ (3) (4) の方は、地域ケア調整会議において確認が必要

【年間登録料】 1,000 円 ※年度の途中は月割り 月額 100 円

【基本料金】 最初の 2 km（10 分）まで 450 円

【超過料金】 1 km（5 分）ごとに 160 円加算
待料金：5 分までごとに 160 円加算

4. 必要性

【飛騨市の現状】

飛騨市では、令和 2 年に総合政策指針を策定し、「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」を将来像に誰一人取り残されず、互いを家族のように支え合えるまちづくりを進めている。

飛騨市の人口 21,862 人のうち、65 歳以上の高齢者は 8,842 人で高齢化率は 40.44%（令和 6 年 6 月 1 日現在）となっており高齢化は加速しており、団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化がピークを迎える 2025 年度が間近となっている。それに伴って、身体上の事情からバス・タクシーといった公共交通機関自体を利用できないような要介護認定者等の数も増加が見込まれている。

【福祉有償運送の更新を必要とする理由】

神岡町は市内でも傾斜地に住宅が点在する地区が多い地域である。高齢者等を介護する家族も高齢化しており、特に高齢者や身体障がい者などの身体的弱者は、既存の公共交通体系だけでは、日常の移動が困難にある。神岡町には介護タクシーがなく、要介護者等の増加が見込まれる中、今後も福祉有償運送の必要性が高まると考えられる。現に利用されている方々には必要不可欠な移動手段となっているため、今後の事業継続が求められている。

【高齢者データ神岡町】 (令和 6 年 4 月 1 日現在、() は令和 3 年の数値)

高齢者人口	3,343 人 (3,555)
高齢化率	47.18% (46.3%)
要支援認定者	213 人 (222 人)
要介護認定者	448 人 (466 人)

【利用人数の推移】(単位：人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R2	5	5	7	12	9	9	13	13	8	11	12	16	120
R3	11	13	20	16	19	21	26	19	17	25	27	21	235
R4	18	22	20	27	19	19	19	17	15	14	15	18	223
R5	16	18	18	15	20	18	19	18	19	13	19	15	208

【利用回数（運行回数）の推移】(単位：回)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R2	13	11	18	25	21	18	29	32	14	32	34	40	287
R3	26	36	76	33	48	52	76	47	53	62	92	54	655
R4	43	57	51	82	52	54	50	58	40	44	39	45	615
R5	40	43	49	41	61	38	49	54	47	39	50	50	561

【令和 5 年度運行距離実績】(単位：k m)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R5	153	170	300	226	283	193	152	254	215	174	253	203	2,576

5. 安全性の確保

【運転前の確認】

- ・新型コロナウイルス感染予防対策として、運転者には下記の取り組みを実施している。
 - ① 毎日の体温測定の実施及び従事日の体温の報告。
 - ② サービス提供時には、マスクの着用及びサービス提供前後の手指消毒又は手洗いの実施。
 - ③ 運転中は可能な限りエアコンによる外気導入や窓開け等による車内の換気を行う。
 - ④ サービス提供前後に、車いす、ドアノブ、ハンドグリップ、シート等利用者が触れる場所の洗浄、消毒を行う。
 - ⑤ 運転者に発熱や体調不良を認めた場合は、従事の交代を行う。

【事故発生時の連絡体制】

- ① 事故処理連絡体制、苦情処理体制を設置して整備している。

【任意保険は下記条件で全車加入】

- ・対人賠償 無制限

- ・ 対物賠償 無制限
- ・ 人身傷害 10,000 万円

【添付資料】

- ・ 自家用有償旅客運送の更新登録の申請書（様式第 2 - 2 号）
- ・ 運行管理の体制等を記載した書類（様式第 6 号）

令和 6 年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人 神東会
住 所 岐阜県飛騨市神岡町東町 690 番地 1
代表者の氏名 理事長 柚原 誠

自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
名称 : 社会福祉法人 神東会
住所 : 岐阜県飛騨市神岡町東町 690 番地 1
代表者 : 理事長 柚原 誠
2. 登録番号
登録番号 : 中岐福第 54 号
3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
飛騨市内	発地又は着地のいずれかが飛騨市内にあること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
福祉有償運送 移送サービスたんぽぽ苑	岐阜県飛騨市神岡町東町 690 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
福祉有償運送 移送サービスた んぽぽ苑	所 有	()	3 (1)	()	()	()	3 (1)
	持 込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
	合 計	()	3 (1)	()	()	()	3 (1)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
○	ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

基本料金 最初の 2 km (10 分) まで 450 円

超過料金 1 km (5 分) ごとに 160 円加算

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第 79 条の 4 第 1 ～ 4 号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 社会福祉法人神東会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	小泉 晃	岐阜県飛騨市神岡町	普通	1 種
2	小泉 賢治	岐阜県飛騨市神岡町	普通	1 種
3	清水 敏幸	岐阜県飛騨市神岡町	普通	1 種
4	増田 孝司	岐阜県飛騨市神岡町	普通	1 種
5	加藤 徹	岐阜県飛騨市神岡町	普通	1 種
6				
7				
8				
9				

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運送の主体（申請者名）	社会福祉法人 神東会
-------------	------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 福祉有償運送 移送サービスたんぽぽ苑 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

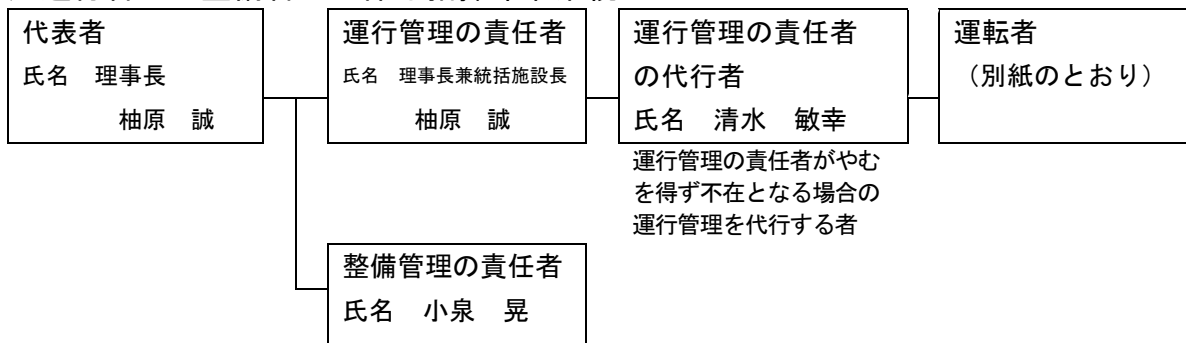
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	柚原 誠	岐阜県飛騨市神岡町 [REDACTED]		
2				
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

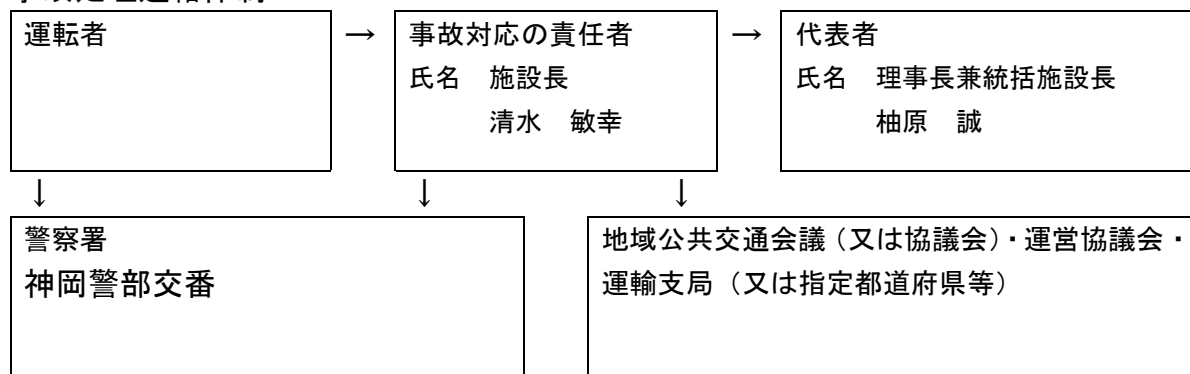
（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	小泉 晃	岐阜県飛騨市神岡町 [REDACTED]
2		
3		

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

